

議員提出第九号議案

国民の祝日「海の日」の七月二十日への固定化を求める意見書

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成七年に制定され、平成八年七月二十日から施行されているが、平成十五年以降、いわゆるハッピーマンデー化により七月の第三月曜日となっている。

我が国と海との歴史的、文化的及び経済・社会的な関わり並びに「海の日」制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海及安全及び環境保全について思いをはせる機会とするためにも、「海の日」を当初の七月二十日に固定化するよう要請する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和四年六月二十九日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
内閣官房長官	松野博一殿